

---

## みなべ町長期総合計画策定に係る住民会議会則

---

### （名称）

第1条 この会は、「みなべ町長期総合計画策定に係る住民会議」（以下、「住民会議」という。）と称する。

### （目的）

第2条 住民会議は、みなべ町長期総合計画基本構想策定に向け、ワーキング会議及び策定委員会に政策等を提言することを目的とする。

### （活動内容）

第3条 住民会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 みなべ町の将来像および政策の検討
- 二 その他、住民会議において必要と認めた事項

### （構成）

第4条 住民会議は、区長推薦によるみなべ町在住の住民からなる委員で構成し、これを構成員と称する。

2 前項に掲げる者のほか、必要に応じ学識経験者、行政機関、専門団体等の職員を参加させることができる。

### （会長及び会長補佐）

第5条 住民会議に会長1名及び会長補佐2名を置く。

2 会長及び会長補佐は、委員の互選により選出する。

### （会長の職務）

第6条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、会長補佐がその職務を代理する。

### （会議の開催）

第7条 会議は会長が召集し議長となる。

2 会議は、公開とする。

### （参加者の心得）

第8条 住民会議に参加する者は、次の各号を遵守するものとする。

- 一 構成員は、自由に発言を行うものとする。
  - 二 それぞれの発言を尊重する。
  - 三 発言者の意見、立場を理解しながら、積極的かつ建設的な発言を行う。
  - 四 みなべ町長期総合計画への提言事項は、住民代表によるものであることを認識する。
- 2 参加者は、前項の心得に基づき会議の円滑な運営に努めるものとする。

(任期)

第9条 委員の任期は平成18年6月30日とし、住民会議への途中入会及び脱会は原則ないものとする。

- 2 互選された会長及び会長補佐の任期は委員任期に準じる。

(会議)

第10条 会議は、大多数の委員が同意を得るまで話し合うものとする。

(事務局)

第11条 住民会議の事務局は、みなべ町企画管財課に置く。

- 2 事務局が行う業務の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 委員の推薦要請
  - (2) 住民会議の運営補助(開催通知、会場準備等)
  - (3) 住民会議における必要な資料のとりまとめ
  - (4) 会議録の作成
  - (5) 会則第4条第2項の規定により会議に参加する学識経験者等の手配
  - (6) その他、住民会議で必要とした事項

(会則の改正)

第12条 この会則を改正する場合は、出席委員の三分の二以上の同意を必要とする。

(雑則)

第13条 この会則に定めるものの他、必要な事項は、その都度会議で定めるものとする。

附則

この会則は、平成17年12月15日から施行する。

---